

公立高等学校等奨学給付金について



高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。

平成26年4月以降に高等学校等の1年生に入学した生徒のうち、**生活保護、県民税所得割と市町村民税所得割が非課税、105,500 円未満、182,500 円未満の世帯の方が対象となります。**

生徒が国公立学校に在学し、給付金の受給を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認した上で、在学する学校へ申請してください。

(2名以上の生徒がいる世帯は生徒ごとに確認してください。)

保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます。
※詳しくは住民票のある都道府県へお問い合わせください。

7月1日時点で、生徒の**保護者の住所**(住民票上の住所)は**愛知県内**にありますか？

※「保護者」とは、生徒の親権者等です。両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

いいえ

はい

生徒は**平成26年度以降に高等学校等の1年生として入学**しましたか？

はい

7月の**就学支援金・学び直し支援金の受給資格**がありますか？

※受給資格のある方のうち、日本国籍・在留資格等を有する方は**新制度**、それ以外の方は**旧制度**の対象です。現在在学する学校でこれまでに就学支援金の受給資格がない方は、奨学給付金を受けることができません。転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

はい

生徒の世帯は**7月1日時点で、生活保護のうち「生業扶助」**を受けていますか？

※生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ**必ず**「生業扶助」を受けているか確認してください。

・生活保護を受給していません

・生活保護受給中ですが、生業扶助を受けていません

生業扶助を受けています

今年度の**「保護者全員」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額は非課税(0円)**ですか？

※保護者全員の課税証明書等を確認してください(裏面【参考】を確認してください。)。※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません。

はい

いいえ

就学支援金(新制度)の対象者ですか？

いいえ

はい

奨学給付金は支給されません

今年度の**「保護者全員」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が①か②に該当しますか？**

①105,500 円未満 ⇒ (3) ②182,500 円未満 ⇒ (4)

①に該当する

②に該当する

いいえ

家計が急変し、**「保護者全員」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が以下に該当**しますか？

- ①非課税 ⇒ (2)
- ②105,500 円未満 ⇒ (3)
- ③105,500 円以上 182,500 円未満 ⇒ (4)

(1)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制 通信制	32,300円

(2)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	143,700円
通信制	50,500円

(3)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	47,900円
通信制	16,830円

(4)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	35,930円
通信制	12,630円

①に該当する

②に該当する

③に該当する

(1)～(4)に当てはまる方は、在学する学校へ、申請をしてください。

※他県の給付金等を受給している場合などで、給付を受けられない場合があります。実際に給付を受けられるかどうかは、審査の上で決定します。

※本事業で得た課税証明書に記載された情報は、名古屋市が実施する名古屋市奨学金の申請のために使用することがあります。

◇お問合せ 在学する国公立高等学校等までお問い合わせください。

【参考】『課税証明書』等の見かた（課税証明書等を提出する保護者全員分の証明書を確認してください）

市民税・県民税 証明書

父

(住所) 名古屋市中区

令和8年度（令和7年分所得）

(氏名) 給付 和夫

※ 市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

令和8年度（令和7年分所得）

所得金額	(円)	所得控除額	(円)	課税標準額	(円)
総所得				総所得	0
給与所得	1,360,000	社会保険料控除	273,001		
(給与収入)	1,360,000	配偶者・扶養	760,000		
	2,200,000	基礎控除	330,000		
				市民税 (円)	県民税 (円)
			1,363,001	調整控除前所得割額	調整控除前所得割額
				0	0
				調整控除額	調整控除額
				0	0
				税額控除額等	税額控除額等
				0	0
				配当割額控除額等	配当割額控除額等
				0	0
				所得割額	所得割額
				0	0
				均等割額	均等割額
				0	0
				減免額 (円)	差引納付額 (円)
				0	0

保護者等（保護者が両親である場合は、父・母の両方）の県民税及び市町村民税の所得割の合計が以下の①～③のいずれかに該当することを確認し、「各基準額」の支給対象とする。

①非課税世帯
 ②105,500円未満世帯（新制度対象者のみ）
 ③105,500円以上182,500円未満世帯（新制度対象者のみ）

【注意】
 ※保護者の一人が控除対象配偶者の場合でも、非課税であることを確認するため「課税証明書」等の提出が必要です。
 ※生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。

（備考）市市民税